中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年五月六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

**政令第百五十一号**

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第五項、第四十六条第二項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「年三パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同項第三号中「年〇・五パーセント」を「年〇・一パーセント」に改める。

別表第六を次のように改める。

**別表第六**（第十二条関係）

| 月数 | 金額 |
|---|---|
| 四二月以下の月数 | 一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額 |
| 四三月から五一月まで | 一、〇八〇円を前月金額に加算した金額 |
| 五二月から七一月まで | 一、一〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 七二月から一一一月まで | 一、二〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一一二月から一二九月まで | 一、二五〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一三〇月から一三八月まで | 一、三〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一三九月から一四一月まで | 一、二〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一四二月から一七四月まで | 一、三〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一七五月から一七九月まで | 一、二〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一八〇月から二七五月まで | 一、三〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 二七六月から三六四月まで | 一、四〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 三六五月から四四七月まで | 一、五〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 四四八月から五四〇月まで | 一、六〇〇円を前月金額に加算した金額 |
| 五四一月以上の月数 | 当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額 |

別表第八を次のように改める。

**別表第八**（第十二条関係）

| 月数 | 金額 |
|---|---|
| 四二月以下の月数 | 一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額 |
| 四三月から四八月まで | 一、〇〇二円を前月金額に加算した金額 |
| 四九月から六四月まで | 一、〇〇五円を前月金額に加算した金額 |
| 六五月から七五月まで | 一、〇〇八円を前月金額に加算した金額 |
| 七六月から八九月まで | 一、〇一〇円を前月金額に加算した金額 |
| 九〇月から九六月まで | 一、〇二〇円を前月金額に加算した金額 |
| 九七月から一二〇月まで | 一、〇四〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一二一月から一三九月まで | 一、〇六〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一四〇月から一九〇月まで | 一、〇八〇円を前月金額に加算した金額 |
| 一九一月から二三九月まで | 一、〇七〇円を前月金額に加算した金額 |
| 二四〇月から二九〇月まで | 一、〇八〇円を前月金額に加算した金額 |
| 二九一月から五四〇月まで | 一、〇六〇円を前月金額に加算した金額 |
| 五四一月以上の月数 | 当該月数から七二減じた月数における増加額に一〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額 |

別表第九の一一月以下の月数の項中「一、一一〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表の一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一二、一二〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、一九〇円」に改め、同表の二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二六、八三〇円」を「二六、六一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同表の三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四〇、五八〇円」を「三九、七一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表の四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五四、九三〇円」を「五三、一二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表の五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六九、七二〇円」を「六六、六九〇円」に、「一、二八〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表の七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八五、〇六〇円」を「八〇、四六〇円」に、「一、三一〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一〇〇、六九〇円」を「九四、三五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一一六、七四〇円」を「一〇八、三一〇円」に、「一、三七〇円」を「一、一七〇円」に改め、同表の一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一三三、一六〇円」を「一二二、三八〇円」に、「一、四一〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表の一